

議 長 日程第7、「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法の一部改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める必要があるため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について、御説明させていただきます。

条例制定の背景、目的でございます。令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育てする家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする乳児等通園支援事業が創設されました。この事業は令和8年4月から全国の自治体において実施される事業であり、本給付制度の対象となる事業者は市町村が条例により定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、令和8年度から新たな給付制度開始に向け本条例を制定するものでございます。

それでは議案を1枚、おめくりください。本条例は新規条例でございますので、条ごとに説明させていただきます。

本条例は章立てによる構成となっており、第1章では第1条、第2条が総則について規定されております。第2章では特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定されており、第1節では利用定員に関する基準として第3条に規定されており、第2節では運営に関する基準として第4条から第32条までに構成されております。また、第3章では雑則といたしまして第33条に規定されております。

それでは、各条文について説明させていただきます。

まず第1条につきましては、この条例の趣旨について規定されてございます。

第2条につきましては、この条例の一般原則について規定をしております。

第1項につきましては経済的配慮について規定し、第2項では子どもの意思と人格の尊重について、第3項では地域連携とネットワークの構築について、児童福祉施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する関係者と密に連携することについて規定し、また第4項では人権擁護と虐待防止について規定をするものです。

第3条につきましては、利用定員に関する基準について規定をするものです。また第1項は1時間当たりの利用定員、第2項では1カ月当たりの利用定員についてそれぞれ規定するものです。

第4条につきましては面談について規定するもので、第1項ではサービスを提供しようとするときの面談の義務付け、第2項では重要事項説明書の交付について、第3項では重要事項の説明と同意についてそれぞれ規定するものです。

第5条では、正当の理由がない提供拒否の禁止について規定するものです。

第6条につきましては、市町村のあっせん等に対する協力義務について規定するものです。

第7条では、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について規定するものです。

第8条につきましては、乳児等支援給付認定の申請に係る援助について規定するものです。

第9条につきましては、利用者等の状況の把握について規定するものです。

第10条につきましては、特定教育・保育施設等との連携について規定するものです。

第11条につきましては、特定乳児等通園支援の提供の記録について規定するものです。

第12条につきましては特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領について規定するもので、第1項では費用の基準額の受領について、また第2項では特

定乳児等通園支援の提供に当たって利用料の徴収することができることについて、第3項では実費負担の徴収について、また第4項では保護者からの支払いを受けた場合の領収書の交付について、第5項では事業者は利用料や実費の支払いを求める際のあらかじめ用途及び額等について、書面によって乳児等支援給付認定保護者に対し説明を行い同意を得なければならないことについて、それぞれ規定するものです。

第13条につきましては、乳児等支援給付費の額に係る通知等について規定するものであり、第1項では法定代理受領時の通知義務について、また第2項では法定代理受領を行わない場合の証明書交付義務について規定するものです。

第14条では、特定乳児等通園支援の取扱方針について規定するものです。

第15条では特定乳児等通園支援に関する評価等について、第1項では自己評価の義務化について、また第2項では外部評価と公表の努力義務について規定するものです。

第16条につきましては、相談及び援助について規定するものです。

第17条では、緊急時等の対応について規定するものです。

第18条では、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知について規定するものです。

第19条は運営規程について、第1号から第11号までの事項についてそれぞれ規定するものです。

第20条につきましては勤務体制の確保等について規定するもので、第1項では勤務体制の定め義務化について、第2項では当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならないことについて規定し、第3項では資質の向上について規定するものです。

第21条につきましては、利用定員の遵守について規定するものです。

第22条につきましては、運営規程の概要や職員の勤務の体制などの掲示等について規定するものです。

第23条につきましては、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について規定するものです。

第24条につきましては、虐待等の禁止について規定するものです。

第25条につきましては秘密保持等について規定するもので、第1項では職員管理者の個人的な守秘義務について、第2項では事業者は特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども、またはその家庭の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないことについて規定し、また第3項では関係機関への情報提供と事前同意について規定するものです。

第26条につきましては情報の提供等を規定するもので、第1項では情報提供の努力義務を規定し、第2項では広告の制限について規定するものです。

第27条につきましては利益供与等の禁止を規定するもので、第1項では紹介することの対象として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないことについて、また第2項では紹介することの対象として金品その他の財産上の利益を収受してはならないことについて、それぞれ規定するものです。

第28条につきましては苦情解決について規定をするもので、第1項では苦情受付体制について、また第2項では記録の義務について、第3項については市町村の事業の協力について、第4項では市町村の調査、指導に対する義務について、また第5項では改善内容の報告義務について規定するものです。

第29条につきましては、地域との連携等について規定するものです。

第30条につきましては事故発生の防止及び発生時の対応について規定するもので、第1項では予防と再発防止の体制構築について、また第2項では発生時の迅速な対応について、また第3項では記録の義務化について、また第4項では損害賠償についてそれぞれ規定するものです。

第31条につきましては、会計区分について規定するものです。

第32条につきましては記録の整備等について規定するもので、1項では職員、設備及び会計に関する諸記録の整備について、第2項では事業者が整備しなければならない記録等の内容及び保存義務について規定するものです。

第33条につきましては、電磁的記録等について規定をするものです。

附則でございます。施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行し

ます。

次のページをお願いいたします。参考資料でございますが、議会全員協議会の際に御説明させていただきました資料を添付してございますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 番 北 村 町内の対象となりうる、候補となりうる施設を教えてください。
- 子育て健康課長 すみません。御質問の内容の確認なのですが、町内でよろしいでしょうか。
- 1 番 北 村 そうです。
- 子育て健康課長 町内の対象施設としてはさくら保育園と、あとなのはな保育園になります。
- 議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となっております「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。